

令和7年度 静岡県富士山世界遺産センターで使用する電気入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、令和7年度 静岡県富士山世界遺産センターで使用する電気入札心得について、静岡県が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加資格の確認)

第2条 一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(入札の基本的事項)

第3条 入札参加者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第5条 入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあたっては、別紙様式例による入札辞退届を指名した機関の長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行うこと。

3 入札辞退をした者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札)

第6条 入札書は、入札説明書で示す方法により作成し封印の上、表面に「富世企第104号、令和7年度 静岡県富士山世界遺産センターで使用する電気入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称、代表者の氏名）を記載して、公告に示した日時及び場所に提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 第1項の規定について、郵送による提出を認める。

(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第8条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

第9条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 公告等に示した入札参加資格を満たしていない者のした入札

- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の日時、場所に必要な書類を提出しない入札
- (4) 記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は代理人の記名押印を欠く入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、自己のほか他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札
(落札者の決定)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第12条 開札した場合において落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。

2 第10条第1号から第3号まで及び第7号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」と記載し提出しなければならない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、入札執行事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(入札結果の通知)

第14条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに知らせる。

(契約の締結)

第15条 契約の締結は、当該調達に係る令和7年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。なお、契約日は、令和7年4月1日とする。

2 落札者が契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

(契約の確定)

第16条 契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(異議の申立て)

第17条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書及び契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

1 入 札 番 号

2 件 名

上記の入札を都合により辞退します。

(辞退理由)

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所
商号又は名称

㊦

- (注) 1 入札執行前に辞退するときは、直接持参するか、郵送（入札の前日までに到着するものに限る。）して下さい。
- 2 入札執行中に辞退するときは、封筒に入れなくて、そのまま入札箱に投入して下さい。

(◎委任状は、参考書式として添付します。)

委 任 状

下記の事項につき ⑩を代理人と定め
入札に関する一切の権限を委任します。

1 入札番号

2 件 名

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所

商号又は名称